

# 青森県報

第四千二百三十三号

平成二十八年  
九月二十三日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則……………(総合販売戦略課) ……一

### 告 示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二

## 規 則

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則

青森県地方卸売市場規則(昭和四十七年四月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「利害関係者」の下に「(以下「利害関係者」という。)」を加える。

第九条第一項第五号口中「市場取引委員会の審議を経て」を「利害関係者又は市場

取引委員会の意見を聴いた上で、「」に改め、同項第六号中「者をいう」の下に「以下同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

七 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(一年未満のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該地方卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該地方卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

第九条第二項中「又は第六号ロ」を「第六号ロ又は第七号ロ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第六百六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

株式会社みちのく銀行稲生町支店

十和田市稲生町

及び

株式会社みちのく銀行大湊支店

むつ市中央二丁目

を削る。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	ユニバース福地店・ツルハドラッグ南部店 三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二外	変更後	ユニバース福地店・ツルハドラッグ福地南部店 三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二外	変更年月日	平成二六・四・二三
-----	--	-----	--	-------	-----------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更後	変更なし	変更年月日	
変更前	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二三 代表取締役 佐藤隆	変更後	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳	変更年月日	平成二六・四・一

三 届出年月日

平成二十八年八月十七日

四 届出書の縦覧

1 場所

2 期間

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場  
平成二十八年九月二十三日から平成二十九年一月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

5 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年一月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭